

平成29年 第1回臨時会

浦 白 町 議 会 会 議 録

平成29年 5月11日 開会

平成29年 5月11日 閉会

浦 白 町 議 会

浦臼町議会第1回臨時会

平成29年5月11日（木曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 承認第 1号 専決処分した事件の承認について〔平成28年度浦臼町一般会計補正予算（第15号）〕
- 4 承認第 2号 専決処分した事件の承認について〔平成28年度浦臼町国民健康保険補正予算（第5号）〕
- 5 承認第 3号 専決処分した事件の承認について（浦臼町税条例の一部を改正する条例）
- 6 議案第14号 平成29年度浦臼町一般会計補正予算（第1号）
- 7 議案第15号 平成29年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 8 議案第16号 平成29年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 9 議案第17号 浦臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 10 議員の派遣について

○出席議員（9名）

議長	9番 阿部敏也君	副議長	8番 小松正年君
	1番 野崎敬恭君		2番 中川清美君
	3番 柴田典男君		4番 東藤晃義君
	5番 折坂美鈴君		6番 静川広巳君
	7番 牧島良和君		

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	齊藤純雄君
副町長	川畑智昭君
総務課長	河本浩昭君
総務課主幹	明日見将幸君
くらし応援課長	大平雅仁君
くらし応援課主幹	中田帯刀君
長寿福祉課長	齊藤淑恵君
長寿福祉課主幹	鎌田隆司君

産業振興課長
建設課長
教育委員会事務局次長
農業委員会事務局長
代表監査委員

石原正伸君
馬狩範一君
武田郁子君
大平英祐君
笹木政廣君

○出席事務局職員

局長
書記

加賀谷隆彦君
西川茉里君

◎開会の宣言

○議長

おはようございます。本日の出席人員は9名でございます。定足数に達しております。ただいまから、平成29年第1回浦臼町議会臨時会を開会します。

◎開議の宣告

○議長

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく願いをいたします。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長

日程第1、会議録署名議員の指名を会議規則第118条の規定により、議長において、5番折坂議員、6番静川議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎日程第3 承認第1号

日程第3、承認第1号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

明日見主幹。

○総務課主幹（明日見将幸君）

承認第1号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

平成29年5月11日提出

浦臼町長 齊藤 純雄。

次のページをお開き願います。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

専決事項 平成28年度浦臼町一般会計補正予算（第15号）

平成29年3月31日

浦臼町長 齊藤 純雄。

予算書においてご説明を申し上げます。

承認第1号 平成28年度浦臼町一般会計補正予算（第15号）

平成28年度浦臼町一般会計補正予算（第15号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 規定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,807万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億5,322万3,000円とする。

2項 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の変更は「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は「第3表地方債の補正」による。

平成29年3月31日

北海道浦臼町長 齊藤 純雄。

はじめに、第2表繰越明許費からご説明申し上げます。7ページ目をお開き下さい。

第2表繰越明許費補正、1、追加でございます。2款総務費、4項戸籍住民基本台帳費、事業名は通知カード・個人番号カード関連事務の委任に係る交付金、補正額16万2,000円でございます。事業が年度内に完了することが困難であったため、繰り越すものでございます。

次に地方債の補正でございます。第3表、地方債の補正をご覧ください。

2、変更でございます。起債の目的、晩生内コミュニティセンター改修事業。限度額1,950万円から2,000万円に変更でございます。起債の方法、利率および償還の方法につきまして変更ございません。

続きまして、歳入歳出予算の補正について、歳出よりご説明を申し上げます。14ページ目をお開き下さい。今回の補正につきましては、事業の確定に伴い補正をするものでございます。

主なものをご説明申し上げます。

2款総務費、1項2目財政管理費、補正額8,043万5,000円の追加でございます。25節積立金におきまして、ふるさと浦臼応援基金に864万2,000円、財政調整基金に2,779万

3, 000円、公共施設建設基金積立金4, 400万円を積み立てするものでございます。

3目企画費、補正額262万8,000円の減額でございます。19節負担金補助及び交付金につきまして、主なものは定住促進住宅取得応援助成金におきまして、中古住宅4件、住宅リフォーム等補助金におきましてリフォーム13件の助成を執行しており、執行残として105万0,000円を減額するものでございます。

4目財政管理費、過疎債の充当額を増額し、財源更正するものでございます。

7目生活交通対策費、補正額1万1,000円の減額でございます。乗り合いタクシー運行事業補助金が利用者の増加により2万2,000円追加、乗り合いタクシー運行事業乗車負担金は利用者の減により3万3,000円の減額でございます。

2項1目職員給与費、空知中部広域連合委託金の充当額を増額し、財源更正するものでございます。

4項1目戸籍住民基本台帳費、補正額17万6,000円の追加でございます。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費、補正額514万1,000円の減額でございます。次のページをお開き下さい。19節負担金補助及び交付金につきまして、決算見込みによる不用額の発生と、訪問介護事業所の介護報酬見込みが増額されたものでございます。

20節扶助費につきまして、高齢者世帯等除雪費助成事業におきまして、1件の助成を執行しており、146万5,000円を減額するものでございます。

3目重度心身障害者特別対策費、4目ひとり親家庭等福祉費、どちらも財源更正でございます。

3項1目老人福祉総務費、補正額702万7,000円の減額でございます。事業の確定に伴い減額するものでございます。

5款農林水産業費、1項7目地力増進施設管理費、財源更正によるものでございます。

8目水利施設管理費、補正額270万6,000円の減額でございます。事業の確定に伴い減額するものでございます。

歳出合計5,807万9000円の追加でございます。以上が歳出のご説明でございます。

続きまして、歳入の説明をいたします。8ページ目をお開き下さい。

歳入につきましても、額の確定に伴うものでありますので、主なものをご説明申し上げます。

2款地方譲与税、1項1目自動車重量譲与税、補正額483万1,000円の追加でございます。

2項1目、地方揮発油譲与税、補正額166万1,000円の追加でございます。

7款自動車取得税交付金、1項1目自動車取得税交付金、補正額242万3,000円の追加でございます。

9款1項1目地方交付税、補正額4,170万8,000円の追加でございます。

11款分担金及び負担金、1項3目農林水産業費負担金、補正額209万5,000円の減額でございます。事業の確定に伴い減額するものです。

次のページをお開き下さい。16款寄付金、1項2目ふるさと応援寄附金、補正額864万1,000円の追加でございます。平成28年度の寄付受領額は1億5,864万1,428円、件数は1万187件のご寄付を頂いております。

次のページをお開き下さい。

歳入合計歳出と同じ5,807万9,000円の追加となっております。

以上が承認第1号 平成28年度浦臼町一般会計補正予算(第15号)の内容でございます。十分ご審議いただき、承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑を行います。

歳入歳出一括して質疑を受けます。質疑ありませんか。

折坂議員。

○5番(折坂美鈴君)

16ページになります。民生費の中の社会福祉総務費です。高齢者の除雪費の助成金なんですけれども、1件しかなかったという報告だったんですけど、そのことについての原因はどのように考えておられますか。

○議 長

齊藤課長。

○長寿福祉課長(齊藤淑恵君)

折坂議員の質問にお答えします。昨年度につきましては、降雪量が少なかったということが原因であります。申請された方はいらっしゃったんですけども、実績は1件ということで処理をしています。以上です。

○議 長

折坂議員。

○5番(折坂美鈴君)

PR不足だったということはありませんか。

○議 長

齊藤課長。

○長寿福祉課長(齊藤淑恵君)

その件につきましては、当課ではPR不足というふうには感じておりません。以上です。

○議 長

他に質疑ありますか。

中川議員。

○2番(中川清美君)

ふるさと応援寄付金なんですけど、今回1億5,864万1,000円ということなんですけど、新聞等の報道によりますと、返礼品においては3割を超えてはならないよう国からの指導がある訳なんですけど、新聞報道によりますと浦臼町では超えるものがあったように思ったのですが、その返礼品の対策というか、今後の遵守する方向でいくのか、その内訳を教えてくださいなど。

○議 長

河本課長。

○総務課長(河本浩昭君)

ただいまのご質問にお答えをいたします。浦臼町の返礼品につきましても3割を多く超えるものがありまして、今後国からどのような指導があるのかという部分も含めて、いま検討をしているところでございます。

近隣の状況等も見ながら、恐らく3割以内に変えていく必要があるのかなというような考えではございますけれども、いま周りの状況を見ながら検討しているところでございます。以上です。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって討論を終わります。

これより、承認第1号 専決処分した事件の承認についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、承認第1号 専決処分した事件の承認については原案のとおり承認されました。

◎日程第4 承認第2号

○議 長

日程第4、承認第2号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中田主幹。

○くらし応援課主幹（中田帯刀君）

承認第2号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

平成29年5月11日提出

浦臼町長 斉藤 純雄。

次ページをお開きください。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

専決事項 平成28年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第15号）

平成29年3月31日

浦臼町長 斉藤 純雄。

予算書におきまして説明申し上げます。

承認第2号 平成28年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

平成28年度浦臼町の国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ196万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,026万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年3月31日

北海道浦臼町長 斉藤 純雄。

歳出より説明いたしますので、8ページをお開き下さい。今回の補正予算につきましては、決算見込みに伴うものでございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額196万1,000円の追加でございます。財政調整基金積立金の増でございます。

歳出合計196万1,000円の増額でございます。

続きまして歳入について説明申し上げます。6ページをお開き下さい。

1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、196万1,000円の増額でございます。

歳入合計歳出と同じ196万1,000円の増額となっております。

以上が、承認第2号 平成28年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の説明でございます。ご審議いただき、承認賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議 長

いまの説明の中で訂正箇所がありますので訂正を願います。国民健康保険の6ページの（15号）が（5号）ということで訂正を願います。よろしいですか。

これより質疑を行います。

歳入歳出一括して質疑を受けます。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって討論を終わります。

これより、承認第2号 専決処分した事件の承認についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、承認第2号 専決処分した事件の承認については原案のとおり承認されました。

◎日程第5 承認第3号

○議 長

日程第5、承認第3号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大平課長。

○くらし応援課長（大平雅仁君）

承認第3号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

平成29年5月11日提出

浦臼町長 斉藤 純雄。

専決の理由につきましては、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第118号）、及び地方税法施行規則の一部を改正するの省令（平成29年総務省令第26号）それぞれが公布され、平成29年4月1日から施行されたことにより所要の改正が必要となったためでございます。

次ページをお開き下さい。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

専決事項 浦臼町税条例の一部を改正する条例

平成29年3月31日

浦臼町長 斉藤 純雄。

この改正する条例の内容につきまして概要を別紙の参考資料のほうでご説明をさせていただきます。参考資料の1ページをお開き下さい。

浦臼町税条例の一部を改正する条例、ここに第33条以下それぞれが改正前改正後で載せてございますが、ほとんどの条文につきまして法律改正に併せた改正によるものでございます。その他主なものについて説明をさせていただきます。

2ページをお開き下さい。ここでは第34条の9、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除とい

うことで条文が載っております。これは前条の第33条の改正に伴う所要の規定の整理で条文改正を行っているところでございます。

次に6ページをお開き下さい。6ページの第61条の2では今回の法律改正に併せて新設されたものでございます。町条例で定める割合を定める規定となっております。

その他15ページをお開き下さい。15ページの附則になりますが、第16条の2では、今回の法規定の新設に併せて新設されたもので軽自動車税の賦課徴収の特例について規定したものでございます。

以上で今回の一部改正についての説明を終わらせていただきます。承認第3号 専決処分した事件の承認について、ご審議いただきご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議 長

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって討論を終わります。

これより、承認第3号 専決処分した事件の承認についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、承認第3号 専決処分した事件の承認については原案のとおり承認されました。

◎日程第6 議案第14号

○議 長

日程第6、議案第14号 平成29年度浦臼町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

明日見主幹。

○総務課主幹（明日見将幸君）

議案第14号 平成29年度浦臼町一般会計補正予算（第1号）。

平成29年度浦臼町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,400万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億5,000万円とする。

2項 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年5月11日提出

北海道浦臼町長 斉藤 純雄。

はじめに歳入歳出補正予算の補正につきまして、歳出よりご説明申し上げます。8ページ目をお開き下さい。

2款総務費、1項4目財産管理費、補正額80万円の追加でございます。15節工事請負費につきまして、職員住宅の給湯設備等の整備に係る予算を追加するものでございます。旧JR官舎の職員住宅でございます。

8目諸費、補正額254万1,000円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金につきまして、連合町内会コミュニティ助成事業補助金を浦臼町連合町内会に交付し、音響機器、テントを購入するものでございます。

2項1目職員給与費、補正額1,432万2,000円の減額でございます。2節給料、3節職員手当等、4節共済費、4月の人事異動、退職等によるものでございます。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費、1,027万6,000円の減額でございます。28節操出金につきまして、国民健康保険特別会計への操出金でございます。

3項2目後期高齢者医療費、274万3,000円の減額でございます。28節操出金につきまして、後期高齢者医療特別会計への操出金でございます。

歳出合計2,400万円の減額でございます。以上が歳出についてのご説明でございます。

続きまして、歳入につきましてご説明申し上げます。6ページ目をお開き下さい。

18款諸収入、3項2目雑入、250万円の追加でございます。コミュニティ助成事業助成金によるものでございます。

20款繰入金、1項1目基本財産繰入金、補正額2,650万円の減額でございます。財政調整に伴い、財政調整基金に繰戻しを行うものでございます。

歳入合計、歳出と同じ2,400万円の減額となっております。

以上、議案第14号 平成29年度浦臼町一般会計補正予算（第1号）の内容でございます。十分ご審議いただき、議決賜りますようお願いいたします。以上です。

○議 長

これより、質疑を行います。

歳入歳出一括して質疑を受けます。質疑ありませんか。

小松議員。

○8番（小松正年君）

9ページの連合町内会コミュニティ助成事業補助金のことで、テントと放送機器ということで、放送機器のどんなものを購入されるのか。浦臼は今までも放送機器を何点か過去に買ってありますが、なかなか使いにくいと。専門のそういった人じゃないと触れないような機器が多かったように思いますので、そこら辺のことをどういうふうに、今回買う機器についてはどういうふうなことで買

うのかも教えていただきたいと思います。

○議 長

河本課長。

○総務課長（河本浩昭君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。まず今回の簡単テント、テント1梁購入しますけれども、それにつきましては町内会等から小型のテントを借りたいというような要望がありまして、それに対応するものでございます。

それから音響機器につきましては、実は平成26年度にもこのコミュニティ事業を使いまして音響機器を導入してございます。そのときに導入しなかったけれども、できなかった部分のデジタル音響機器を今回導入するものでございます。主なものなんですけれども、まずデジタルミキサー、これにつきましてはパソコン等で操作をするんですけれども、例えば老人クラブがカラオケで使用したときに、前回の設定をそのパソコンに保存しておけるということですので、次回使うときに同じ設定にするのであれば非常にいままでよりは簡単になるというようなことでございます。

2点目で、ワイヤレスマイク関連、これにつきましても鶴沼公園でのイベントあるいはあかねホールでのイベントで管楽器や尺八等に利用できるような小型ワイヤレスマイク、それから老人クラブ等で介護予防講演を行うときに利用できるヘッドセットマイク、それからピンマイク等々を整備する予定となっております。

4点目としまして、ウーハー、低音用スピーカーでございますけれども、これにつきましては26年度に購入したかったけれども購入できなかったということで、味覚祭りで使っているような大型スピーカーとは違って、可搬性に優れている接続用のアンプも併せて整備しようというふうに考えてございます。

最後になりますけれども5番目として安定化電源装置、これにつきましてはこれも26年度には整備できなかったものでございますけれども、不安定な電源環境においても電圧を安定させることができ、音響機の電源トラブルを防止するというような効果があるものでございます。

以上でございます。

○議 長

他に質疑ありますか。

中川議員。

○2番（中川清美君）

ただいまの説明の中でワイヤレス機器も購入されるということであるんですが、現在農村センター、もしくは海洋センターにおいて体育館でワイヤレスマイクを使用するわけなんです、入ったり入らなかったりして本当に使えない状況でありまして、以前にも剣道の大会がありまして中空知の大会があるわけなんです、その時にも入ったり入らなかったりして全然恥ずかしいような状況があるわけなんです、そういったときにその機器を体育館に持って行って使用するという事は可能かどうか、確認したいのですが。

○議 長

河本課長。

○総務課長（河本浩昭君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。持ち出して使うことは可能だと思っております。ただ、元々その施設に備わっているものが不具合というのであればそちらも修繕等、あるいは全て今回の購入した機器を持ち出すとかそこら辺の検討も必要なのかなというふうには思っております。以上です。

○議 長

中川議員。

○2番（中川清美君）

不具合というのは何年も前から駄目なんですね。とにかく入ったり入らなかったりというのが続いているわけで、その辺の設備の点検とか改修、修理とか、そういうのがされていない状況がいままでに至っているわけで、しっかりとその辺は担当部署で今後やっていただきたいというふうに思います。

○議 長

小松議員。

○8番（小松正年君）

先ほどの質問の続きなんですけれども、いま伺った中身を見ますと、新たに簡単な放送機器を買うわけではなくて、前に申請してとれなかったものを買うと、補足するというような話でしたけれども、それではその放送設備の運用、従前色々役場の職員がお手伝いをしてやっていったわけなんですけど今後もしそういった形でやっていただけるのでしょうか。運用の仕方についてお伺いします。

○議 長

河本課長。

○総務課長（河本浩昭君）

ただいまのご質問にお答えします。以前より簡単になったと申しましても、今回導入した機器についても初めて使う際には手助け等が必要な場合もあると思いますので、それにつきましては勤務条件とか状況が合う限りにおいてはお手伝いさせていただきたいと思っております。以上です。

○議 長

他にありますか。

柴田議員。

○3番（柴田典男君）

同じ関連で質問させていただきます。このコミュニティ助成事業、今回250万あたっているわけなんですけど、これは28年度の事業なのか、29年度の事業なのかについてが1点。

それから、これは連合町内会の申請とお聞きしましたけれども、ということになると備品としては管理責任者というのは総務課になるのか、そこら辺の管理責任の度合い、テントであれば管理する町内会の責任も備品として出てくるのかどうか、ちょっとお伺いします。

○議 長

河本課長。

○総務課長（河本浩昭君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。

連合町内会の申請ということで、ただ連合町内会の方には備品の管理等については町が責任を持ってやりますよという前提でもって申請をいただいているような状況ですので、管理責任が連合町内会にということは考えてございません。

各備品につきましては音響につきましては総務の方で管理をしておりますし、過去に導入しました簡単テント、行事用テントでありますとか、テーブル、椅子も導入していますので、そこらへんにつきましては産業振興課の商工観光係で管理をさせていただいたり、それぞれ使用頻度の高いところで管理しているような状況になっております。

以上です。

○議 長

予算の関係。

○総務課長（河本浩昭君）

予算につきましては、平成29年度予算になります。

以上でございます。

○議 長

他に質疑ありますか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

同じ9ページの職員住宅改修工事についてお伺いしたいのですが、今回職員住宅の改修工事がいまの時点でこれから行われるということはどういう部分かちょっとわからないのですが、先月ある会合で学校の先生方から新しくこちらに来られる方が浦臼に住みたかったと。ですが、職員住宅が不具合で改修しないと入れるような状態ではなかったということで、残念ながら奈井江のほうに一応住まわられて、せっかく浦臼に住みたかったけれど残念なんだと。

その時改修するから改めてもう1回こっちに、という話もあったようですが、何回も引っ越しするのは大変なので、ということでそういう話をしておられましたが、今回そういった住宅の改修はこの住宅かどうかはわかりませんが、そういう対応が、改修工事がやらなくてはならない部分、ましてや時期的な部分で、異動の部分で受入れの時にそういった状況の住宅があるということがちょっと残念だなという気がするのですが、その辺ですね、対応として、住宅をすぐ住めるような状態じゃないという、管理としてちょっとどうかなと気がするんですが、その辺の説明をしていただきたいと思います。

○議 長

河本課長。

○総務課長（河本浩昭君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。ここに上げております職員住宅につきましては、町職員が現在住んでいる住宅でございます。給湯設備、ボイラー等に不具合が、故障が発生しましたので早

急な改修が必要ということで今回予算を計上させていただきました。

ただいまご質問にありました、教職員住宅の関係につきましては、経過としましては議員が仰られたとおり、ボイラー給湯施設が不具合があるということで、もし浦臼町に住んでいただけるのであればすぐ改修しますよということで教育委員会とも協議をさせていただいたところでございます。ただ結果として住んでいただけなかったということでございます。

以前なかなか浦臼町に教職員が住んでいただけなかったという現状がありまして、住んでいただかないところにお金を掛けるのがどうなのかなという部分もありまして、空き家についてはそういった修繕はしておりませんでした。今後につきましては教職員の年代も若い年代が増えているような感じがしますので、住んでいただけるような機会も増えるのかなというような気がしております。その辺を踏まえまして所管であります教育委員会とも協議をして今後について検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議 長

他に質疑ありますか。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

9ページの今の職員住宅の関係なんですが、給湯器ということで全戸に対する対応というふうに考えて良いのかお尋ねをいたします。前段お答えいただいた内容についても賃貸住宅の新設と併せて町職員住宅の常時的なつなぎの意味での整備はやらなければならない仕事の大事な部分だと思います。今ほど静川議員からも発言があったように、その事実は私今ここで聞いたことでありますけれども、そうした意味ではいずれも教職員が住める環境に、定住の条件を整えておく、ここが最重要課題として常々位置を大きくしておかなければならない問題だというふうに意見を述べながら質問をさせていただきます。そのことはよろしいですけど。

○議 長

河本課長。

○総務課長（河本浩昭君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

今回の改修工事につきましては1戸でございます。一つの住宅でございます。

○議 長

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

あそこの給湯施設は温湯供給式かなにかの形なんでしょうか。簡易的な石油ボイラー、あるいはガスボイラーということであれば7、8戸あってもこれぐらいの予算かなと思うんですけど、電気温水器等のそうした施設仕様というふうに理解してよろしいのか。今後そうした不具合は出ないとも限らないですけども今指摘されているのは1戸ということでの理解で良いんでしょうか。

○議 長

河本課長。

○総務課長（河本浩昭君）

先ほど給湯設備と言いましたけれども、給湯とお風呂の風呂釜というんですか、それと一式になります。

以上でございます。

○議 長

他に質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第14号 平成29年度浦臼町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第14号 平成29年度浦臼町一般会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第15号

○議 長

日程第7、議案第15号 平成29年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中田主幹。

○くらし応援課主幹（中田帯刀君）

議案第15号 平成29年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

平成29年度浦臼町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,027万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,612万4,000円とする。

2項 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年5月11日提出

北海道浦臼町長 齊藤 純雄。

本補正予算につきましては、国民健康保険税の負担軽減を図るため、基金からの繰入れを行うもの、及び人事異動に伴う人件費の補正となっております。

歳出より説明いたしますので、8ページをお開き下さい。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、999万8,000円の減額でございます。職員の人事異動に係るものでございます。

2款1項1目空知中部広域連合納付金は基金の繰入れによる財源更正となっております。

4款保健医療費、1項1目特定健診事業費、27万8,000円の減額でございます。職員の人事異動に係るものでございます。

歳出合計1,027万6,000円の減額でございます。

続きまして歳入につきましてご説明申し上げます。6ページをお開き下さい。

1款1項一般被保険者国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、1,289万8,000円の減額でございます。

1款1項2目退職被保険者国民健康保険税161万3,000円の減額でございます。それぞれ基金繰入金の増による減額でございます。

5款繰入金、1項1目一般会計繰入金、1,027万6,000円の減額でございます。人件費の減に伴う減額でございます。

5款2項1目基金繰入金、1,451万1,000円の増額でございます。国保税負担軽減のために財政調整基金を繰り入れるものでございます。

歳入合計歳出と同じ1,027万6,000円の減額となっております。

以上が議案第15号 平成29年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の説明でございます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議 長

これより、質疑を行います。

歳入歳出一括して質疑を受けます。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第15号 平成29年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第15号 平成29年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第16号

○議 長

日程第8、議案第16号 平成29年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中田主幹。

○くらし応援課主幹（中田帯刀君）

議案第16号 平成29年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

平成29年度浦臼町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ274万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,115万7,000円とする。

2項 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年5月11日提出

北海道浦臼町長 斉藤 純雄。

今回の補正予算につきましては、人事異動に伴う人件費の補正となっております。

歳出より説明いたしますので、8ページをお開き下さい。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、274万3,000円の減額でございます。

歳出合計274万3,000円の減額でございます。

続きまして歳入についてご説明申し上げます。6ページをお開き下さい。

3款繰入金、1項1目一般会計繰入金、274万3,000円の減額でございます。

歳入合計歳出と同じ274万3,000円の減額となっております。

以上が議案第16号 平成29年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議 長

これより、質疑を行います。

歳入歳出一括して質疑を受けます。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第16号 平成29年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第16号 平成29年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第17号

○議 長

日程第9、議案第17号 浦臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大平課長。

○くらし応援課長（大平雅仁君）

議案第17号 浦臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

浦臼町国民健康保険税条例（昭和41年浦臼町条例第12号）の一部を次のように改正する。

平成29年5月11日提出

浦臼町長 齊藤 純雄。

提案理由につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第118号）の公布に伴う改正、あわせて平成28年度分所得額および平成29年度固定資産税の確定により、当該条例の一部を改正するものでございます。

改正する条例の概要につきまして、新旧対照表でご説明させていただきます。参考資料の24ページをお開き下さい。

ここでは、国民健康保険税条例の改正前、改正後の比較をさせていただきます。まず第3条では、被保険者に係る所得割額、そのパーセントを14%から12%へ変更させていただきます。第5条では、均等割額を3万3,000円から3万円、また第5条の2では特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯につきまして、平等割額を40,000円から30,000円、また、特定世帯につきましては2万円から1万5,000円。

次のページをご覧ください。特定継続世帯につきましては30,000円から22,500円にそれぞれ変更させていただきます。

また、第21条では7割軽減、5割軽減、2割軽減の減額につきましてそれぞれ規定したものでございます。第21条の(1)では、7割軽減についてそれぞれ金額の減額を図ってございます。(2)では5割軽減につきましての減額、次のページの(3)につきましては2割軽減につきましての減額ということでそれぞれを規定しているものでございます。

以上で議案第17号 国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。

なお、この条例につきましては、20ページの記載してありますとおり、附則において公布の日から施行し、平成29年4月1日から摘要する。また、適用区分につきましては改正後の浦臼町国民健康保険税条例の規定は平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険についてはなお従前の例による、と規定しているものでございます。

ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

牧島議員。

○7番(牧島良和君)

1点だけ。手元に国保の審議会の答申書を頂いております。全体として上限を抑えつつ、納税額を引き下げているという点では昨年来、国の一定の支援も含めた中での系統的な扱いとして歓迎するものであります。

答申書の中に後段の方に税制の利便性の向上の観点から4期から納期を増やすことについての意見がございます。この点について今時点でのどのような検討の内容になっているのか、今後どう考えるのかについて1点だけお尋ねをいたします。

○議長

大平課長。

○くらし応援課長(大平雅仁君)

ただいまのご質問にお答えいたします。

答申書に書いていますとおり、納期の4期以外という部分、今回答申の中に初めて入ってきたものですから、今後理事者等々とも協議をして、納付の部分の軽減にも図れるかなと思っておりますので、ぜひ前向きに検討したいなと思っておりますのでございます。

○議長

他に質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって討論を終わります。

これより、議案第17号 浦臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第17号 浦臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎日程第10

○議 長

日程第10 議員の派遣についてを議題とします。

派遣内容については、お手元に配付のとおりですが、これが派遣したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、派遣することに決定いたしました。

◎閉会の宣言

○議 長

これをもって、本議会に付議された案件の審議は全部終了しました。

したがって、平成29年第1回浦臼町議会臨時会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時00分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

平成29年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

平成29年 第1回臨時会

浦 白 町 議 会 会 議 録

平成29年 5月11日 開会

平成29年 5月11日 閉会

浦 白 町 議 会

浦臼町議会第1回臨時会

平成29年5月11日（木曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 承認第 1号 専決処分した事件の承認について [平成28年度浦臼町一般会計補正予算(第15号)]
- 4 承認第 2号 専決処分した事件の承認について [平成28年度浦臼町国民健康保険補正予算(第5号)]
- 5 承認第 3号 専決処分した事件の承認について (浦臼町税条例の一部を改正する条例)
- 6 議案第14号 平成29年度浦臼町一般会計補正予算(第1号)
- 7 議案第15号 平成29年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 8 議案第16号 平成29年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 9 議案第17号 浦臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 10 議員の派遣について

○出席議員（9名）

議長	9番 阿部敏也君	副議長	8番 小松正年君
	1番 野崎敬恭君		2番 中川清美君
	3番 柴田典男君		4番 東藤晃義君
	5番 折坂美鈴君		6番 静川広巳君
	7番 牧島良和君		

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	長	齊藤純雄君
副町長	長	川畑智昭君
総務課長	長	河本浩昭君
総務課主幹		明日見将幸君
くらし応援課長		大平雅仁君
くらし応援課主幹		中田帯刀君
長寿福祉課長		齊藤淑恵君
長寿福祉課主幹		鎌田隆司君

産業振興課長
建設課長
教育委員会事務局次長
農業委員会事務局長
代表監査委員

石原正伸君
馬狩範一君
武田郁子君
大平英祐君
笹木政廣君

○出席事務局職員

局長
書記

加賀谷隆彦君
西川茉里君

◎開会の宣言

○議長

おはようございます。本日の出席人員は9名でございます。定足数に達しております。ただいまから、平成29年第1回浦臼町議会臨時会を開会します。

◎開議の宣告

○議長

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく願いをいたします。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長

日程第1、会議録署名議員の指名を会議規則第118条の規定により、議長において、5番折坂議員、6番静川議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎日程第3 承認第1号

日程第3、承認第1号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

明日見主幹。

○総務課主幹（明日見将幸君）

承認第1号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

平成29年5月11日提出

浦臼町長 齊藤 純雄。

次のページをお開き願います。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

専決事項 平成28年度浦臼町一般会計補正予算（第15号）

平成29年3月31日

浦臼町長 齊藤 純雄。

予算書においてご説明を申し上げます。

承認第1号 平成28年度浦臼町一般会計補正予算（第15号）

平成28年度浦臼町一般会計補正予算（第15号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 規定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,807万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億5,322万3,000円とする。

2項 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の変更は「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は「第3表地方債の補正」による。

平成29年3月31日

北海道浦臼町長 齊藤 純雄。

はじめに、第2表繰越明許費からご説明申し上げます。7ページ目をお開き下さい。

第2表繰越明許費補正、1、追加でございます。2款総務費、4項戸籍住民基本台帳費、事業名は通知カード・個人番号カード関連事務の委任に係る交付金、補正額16万2,000円でございます。事業が年度内に完了することが困難であったため、繰り越すものでございます。

次に地方債の補正でございます。第3表、地方債の補正をご覧ください。

2、変更でございます。起債の目的、晩生内コミュニティセンター改修事業。限度額1,950万円から2,000万円に変更でございます。起債の方法、利率および償還の方法につきまして変更ございません。

続きまして、歳入歳出予算の補正について、歳出よりご説明を申し上げます。14ページ目をお開き下さい。今回の補正につきましては、事業の確定に伴い補正をするものでございます。

主なものをご説明申し上げます。

2款総務費、1項2目財政管理費、補正額8,043万5,000円の追加でございます。25節積立金におきまして、ふるさと浦臼応援基金に864万2,000円、財政調整基金に2,779万

3, 000円、公共施設建設基金積立金4, 400万円を積み立てするものでございます。

3目企画費、補正額262万8,000円の減額でございます。19節負担金補助及び交付金につきまして、主なものは定住促進住宅取得応援助成金におきまして、中古住宅4件、住宅リフォーム等補助金におきましてリフォーム13件の助成を執行しており、執行残として105万0,000円を減額するものでございます。

4目財政管理費、過疎債の充当額を増額し、財源更正するものでございます。

7目生活交通対策費、補正額1万1,000円の減額でございます。乗り合いタクシー運行事業補助金が利用者の増加により2万2,000円追加、乗り合いタクシー運行事業乗車負担金は利用者の減により3万3,000円の減額でございます。

2項1目職員給与費、空知中部広域連合委託金の充当額を増額し、財源更正するものでございます。

4項1目戸籍住民基本台帳費、補正額17万6,000円の追加でございます。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費、補正額514万1,000円の減額でございます。次のページをお開き下さい。19節負担金補助及び交付金につきまして、決算見込みによる不用額の発生と、訪問介護事業所の介護報酬見込みが増額されたものでございます。

20節扶助費につきまして、高齢者世帯等除雪費助成事業におきまして、1件の助成を執行しており、146万5,000円を減額するものでございます。

3目重度心身障害者特別対策費、4目ひとり親家庭等福祉費、どちらも財源更正でございます。

3項1目老人福祉総務費、補正額702万7,000円の減額でございます。事業の確定に伴い減額するものでございます。

5款農林水産業費、1項7目地力増進施設管理費、財源更正によるものでございます。

8目水利施設管理費、補正額270万6,000円の減額でございます。事業の確定に伴い減額するものでございます。

歳出合計5,807万9000円の追加でございます。以上が歳出のご説明でございます。

続きまして、歳入の説明をいたします。8ページ目をお開き下さい。

歳入につきましても、額の確定に伴うものでありますので、主なものをご説明申し上げます。

2款地方譲与税、1項1目自動車重量譲与税、補正額483万1,000円の追加でございます。

2項1目、地方揮発油譲与税、補正額166万1,000円の追加でございます。

7款自動車取得税交付金、1項1目自動車取得税交付金、補正額242万3,000円の追加でございます。

9款1項1目地方交付税、補正額4,170万8,000円の追加でございます。

11款分担金及び負担金、1項3目農林水産業費負担金、補正額209万5,000円の減額でございます。事業の確定に伴い減額するものです。

次のページをお開き下さい。16款寄付金、1項2目ふるさと応援寄附金、補正額864万1,000円の追加でございます。平成28年度の寄付受領額は1億5,864万1,428円、件数は1万187件のご寄付を頂いております。

次のページをお開き下さい。

歳入合計歳出と同じ5,807万9,000円の追加となっております。

以上が承認第1号 平成28年度浦臼町一般会計補正予算(第15号)の内容でございます。十分ご審議いただき、承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑を行います。

歳入歳出一括して質疑を受けます。質疑ありませんか。

折坂議員。

○5番(折坂美鈴君)

16ページになります。民生費の中の社会福祉総務費です。高齢者の除雪費の助成金なんですけれども、1件しかなかったという報告だったんですけど、そのことについての原因はどのように考えておられますか。

○議 長

齊藤課長。

○長寿福祉課長(齊藤淑恵君)

折坂議員の質問にお答えします。昨年度につきましては、降雪量が少なかったということが原因であります。申請された方はいらっしゃったんですけども、実績は1件ということで処理をしています。以上です。

○議 長

折坂議員。

○5番(折坂美鈴君)

PR不足だったということはありませんか。

○議 長

齊藤課長。

○長寿福祉課長(齊藤淑恵君)

その件につきましては、当課ではPR不足というふうには感じておりません。以上です。

○議 長

他に質疑ありますか。

中川議員。

○2番(中川清美君)

ふるさと応援寄付金なんですが、今回1億5,864万1,000円ということなんですが、新聞等の報道によりますと、返礼品においては3割を超えてはなるべくならないよう国からの指導がある訳なんですが、新聞報道によりますと浦臼町では超えるものがあつたように思ったのですが、その返礼品の対策というか、今後の遵守する方向でいくのか、その内訳を教えてくださいなど。

○議 長

河本課長。

○総務課長(河本浩昭君)

ただいまのご質問にお答えをいたします。浦臼町の返礼品につきましても3割を多く超えるものがありまして、今後国からどのような指導があるのかという部分も含めて、いま検討をしているところでございます。

近隣の状況等も見ながら、恐らく3割以内に変えていく必要があるのかなというような考えではございますけれども、いま周りの状況を見ながら検討しているところでございます。以上です。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって討論を終わります。

これより、承認第1号 専決処分した事件の承認についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、承認第1号 専決処分した事件の承認については原案のとおり承認されました。

◎日程第4 承認第2号

○議 長

日程第4、承認第2号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中田主幹。

○くらし応援課主幹（中田帯刀君）

承認第2号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

平成29年5月11日提出

浦臼町長 斉藤 純雄。

次ページをお開きください。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

専決事項 平成28年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第15号）

平成29年3月31日

浦臼町長 斉藤 純雄。

予算書におきまして説明申し上げます。

承認第2号 平成28年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

平成28年度浦臼町の国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ196万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,026万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年3月31日

北海道浦臼町長 斉藤 純雄。

歳出より説明いたしますので、8ページをお開き下さい。今回の補正予算につきましては、決算見込みに伴うものでございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額196万1,000円の追加でございます。財政調整基金積立金の増でございます。

歳出合計196万1,000円の増額でございます。

続きまして歳入について説明申し上げます。6ページをお開き下さい。

1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、196万1,000円の増額でございます。

歳入合計歳出と同じ196万1,000円の増額となっております。

以上が、承認第2号 平成28年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の説明でございます。ご審議いただき、承認賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議 長

いまの説明の中で訂正箇所がありますので訂正を願います。国民健康保険の6ページの（15号）が（5号）ということで訂正を願います。よろしいですか。

これより質疑を行います。

歳入歳出一括して質疑を受けます。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって討論を終わります。

これより、承認第2号 専決処分した事件の承認についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、承認第2号 専決処分した事件の承認については原案のとおり承認されました。

◎日程第5 承認第3号

○議 長

日程第5、承認第3号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大平課長。

○くらし応援課長（大平雅仁君）

承認第3号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

平成29年5月11日提出

浦臼町長 斉藤 純雄。

専決の理由につきましては、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第118号）、及び地方税法施行規則の一部を改正するの省令（平成29年総務省令第26号）それぞれが公布され、平成29年4月1日から施行されたことにより所要の改正が必要となったためでございます。

次ページをお開き下さい。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

専決事項 浦臼町税条例の一部を改正する条例

平成29年3月31日

浦臼町長 斉藤 純雄。

この改正する条例の内容につきまして概要を別紙の参考資料のほうでご説明をさせていただきます。参考資料の1ページをお開き下さい。

浦臼町税条例の一部を改正する条例、ここに第33条以下それぞれが改正前改正後で載せてございますが、ほとんどの条文につきまして法律改正に併せた改正によるものでございます。その他主なものについて説明をさせていただきます。

2ページをお開き下さい。ここでは第34条の9、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除とい

うことで条文が載っております。これは前条の第33条の改正に伴う所要の規定の整理で条文改正を行っているところでございます。

次に6ページをお開き下さい。6ページの第61条の2では今回の法律改正に併せて新設されたものでございます。町条例で定める割合を定める規定となっております。

その他15ページをお開き下さい。15ページの附則になりますが、第16条の2では、今回の法規定の新設に併せて新設されたもので軽自動車税の賦課徴収の特例について規定したものでございます。

以上で今回の一部改正についての説明を終わらせていただきます。承認第3号 専決処分した事件の承認について、ご審議いただきご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議 長

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって討論を終わります。

これより、承認第3号 専決処分した事件の承認についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、承認第3号 専決処分した事件の承認については原案のとおり承認されました。

◎日程第6 議案第14号

○議 長

日程第6、議案第14号 平成29年度浦臼町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

明日見主幹。

○総務課主幹（明日見将幸君）

議案第14号 平成29年度浦臼町一般会計補正予算（第1号）。

平成29年度浦臼町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,400万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億5,000万円とする。

2項 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年5月11日提出

北海道浦臼町長 斉藤 純雄。

はじめに歳入歳出補正予算の補正につきまして、歳出よりご説明申し上げます。8ページ目をお開き下さい。

2款総務費、1項4目財産管理費、補正額80万円の追加でございます。15節工事請負費につきまして、職員住宅の給湯設備等の整備に係る予算を追加するものでございます。旧JR官舎の職員住宅でございます。

8目諸費、補正額254万1,000円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金につきまして、連合町内会コミュニティ助成事業補助金を浦臼町連合町内会に交付し、音響機器、テントを購入するものでございます。

2項1目職員給与費、補正額1,432万2,000円の減額でございます。2節給料、3節職員手当等、4節共済費、4月の人事異動、退職等によるものでございます。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費、1,027万6,000円の減額でございます。28節操出金につきまして、国民健康保険特別会計への操出金でございます。

3項2目後期高齢者医療費、274万3,000円の減額でございます。28節操出金につきまして、後期高齢者医療特別会計への操出金でございます。

歳出合計2,400万円の減額でございます。以上が歳出についてのご説明でございます。

続きまして、歳入につきましてご説明申し上げます。6ページ目をお開き下さい。

18款諸収入、3項2目雑入、250万円の追加でございます。コミュニティ助成事業助成金によるものでございます。

20款繰入金、1項1目基本財産繰入金、補正額2,650万円の減額でございます。財政調整に伴い、財政調整基金に繰戻しを行うものでございます。

歳入合計、歳出と同じ2,400万円の減額となっております。

以上、議案第14号 平成29年度浦臼町一般会計補正予算（第1号）の内容でございます。十分ご審議いただき、議決賜りますようお願いいたします。以上です。

○議 長

これより、質疑を行います。

歳入歳出一括して質疑を受けます。質疑ありませんか。

小松議員。

○8番（小松正年君）

9ページの連合町内会コミュニティ助成事業補助金のことで、テントと放送機器ということで、放送機器のどんなものを購入されるのか。浦臼は今までも放送機器を何点か過去に買ってありますが、なかなか使いにくいと。専門のそういった人じゃないと触れないような機器が多かったように思いますので、そこら辺のことをどういうふうに、今回買う機器についてはどういうふうなことで買

うのかも教えていただきたいと思います。

○議 長

河本課長。

○総務課長（河本浩昭君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。まず今回の簡単テント、テント1梁購入しますけれども、それにつきましては町内会等から小型のテントを借りたいというような要望がありまして、それに対応するものでございます。

それから音響機器につきましては、実は平成26年度にもこのコミュニティ事業を使いまして音響機器を導入してございます。そのときに導入しなかったけれども、できなかった部分のデジタル音響機器を今回導入するものでございます。主なものなんですけれども、まずデジタルミキサー、これにつきましてはパソコン等で操作をするんですけれども、例えば老人クラブがカラオケで使用したときに、前回の設定をそのパソコンに保存しておけるということです。次回使うときに同じ設定にするのであれば非常にいままでよりは簡単になるというようなことでございます。

2点目で、ワイヤレスマイク関連、これにつきましても鶴沼公園でのイベントあるいはあかねホールでのイベントで管楽器や尺八等に利用できるような小型ワイヤレスマイク、それから老人クラブ等で介護予防講演を行うときに利用できるヘッドセットマイク、それからピンマイク等々を整備する予定となっております。

4点目としまして、ウーハー、低音用スピーカーでございますけれども、これにつきましては26年度に購入したかったけれども購入できなかったということで、味覚祭りで使っているような大型スピーカーとは違って、可搬性に優れている接続用のアンプも併せて整備しようというふうに考えてございます。

最後になりますけれども5番目として安定化電源装置、これにつきましてはこれも26年度には整備できなかったものでございますけれども、不安定な電源環境においても電圧を安定させることができ、音響機の電源トラブルを防止するというような効果があるものでございます。

以上でございます。

○議 長

他に質疑ありますか。

中川議員。

○2番（中川清美君）

ただいまの説明の中でワイヤレス機器も購入されるということであるんですが、現在農村センター、もしくは海洋センターにおいて体育館でワイヤレスマイクを使用するわけなんです、入ったり入らなかったりして本当に使えない状況でありまして、以前にも剣道の大会がありまして中空知の大会があるわけなんです、その時にも入ったり入らなかったりして全然恥ずかしいような状況があるわけなんです、そういったときにその機器を体育館に持って行って使用するという事は可能かどうか、確認したいのですが。

○議 長

河本課長。

○総務課長（河本浩昭君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。持ち出して使うことは可能だと思っております。ただ、元々その施設に備わっているものが不具合というのであればそちらも修繕等、あるいは全て今回の購入した機器を持ち出すとかそこら辺の検討も必要なのかなというふうには思っております。以上です。

○議 長

中川議員。

○2番（中川清美君）

不具合というのは何年も前から駄目なんですね。とにかく入ったり入らなかったりというのが続いているわけで、その辺の設備の点検とか改修、修理とか、そういうのがされていない状況がいままでに至っているわけで、しっかりとその辺は担当部署で今後やっていただきたいというふうに思います。

○議 長

小松議員。

○8番（小松正年君）

先ほどの質問の続きなんですけれども、いま伺った中身を見ますと、新たに簡単な放送機器を買うわけではなくて、前に申請してとれなかったものを買って、補足するというような話でしたけれども、それではその放送設備の運用、従前色々役場の職員がお手伝いをしてやっていったわけなんですけど今後もしそういった形でやっていただけるのでしょうか。運用の仕方についてお伺いします。

○議 長

河本課長。

○総務課長（河本浩昭君）

ただいまのご質問にお答えします。以前より簡単になったと申しましても、今回導入した機器についても初めて使う際には手助け等が必要な場合もあると思いますので、それにつきましては勤務条件とか状況が合う限りにおいてはお手伝いさせていただきたいと思っております。以上です。

○議 長

他にありますか。

柴田議員。

○3番（柴田典男君）

同じ関連で質問させていただきます。このコミュニティ助成事業、今回250万あたっているわけなんですけど、これは28年度の事業なのか、29年度の事業なのかについてが1点。

それから、これは連合町内会の申請とお聞きしましたけれども、ということになると備品としては管理責任者というのは総務課になるのか、そこら辺の管理責任の度合い、テントであれば管理する町内会の責任も備品として出てくるのかどうか、ちょっとお伺いします。

○議 長

河本課長。

○総務課長（河本浩昭君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。

連合町内会の申請ということで、ただ連合町内会の方には備品の管理等については町が責任を持ってやりますよという前提でもって申請をいただいているような状況ですので、管理責任が連合町内会にということは考えてございません。

各備品につきましては音響につきましては総務の方で管理をしておりますし、過去に導入しました簡単テント、行事用テントでありますとか、テーブル、椅子も導入していますので、そこらへんにつきましては産業振興課の商工観光係で管理をさせていただいたり、それぞれ使用頻度の高いところで管理しているような状況になっております。

以上です。

○議 長

予算の関係。

○総務課長（河本浩昭君）

予算につきましては、平成29年度予算になります。

以上でございます。

○議 長

他に質疑ありますか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

同じ9ページの職員住宅改修工事についてお伺いしたいのですが、今回職員住宅の改修工事がいまの時点でこれから行われるということはどういう部分かちょっとわからないのですが、先月ある会合で学校の先生方から新しくこちらに来られる方が浦臼に住みたかったと。ですが、職員住宅が不具合で改修しないと入れるような状態ではなかったということで、残念ながら奈井江のほうに一応住まわられて、せっかく浦臼に住みたかったけれど残念なんだと。

その時改修するから改めてもう1回こっちに、という話もあったようですが、何回も引っ越しするのは大変なので、ということでそういう話をしておられましたが、今回そういった住宅の改修はこの住宅かどうかはわかりませんが、そういう対応が、改修工事がやらなくてはならない部分、ましてや時期的な部分で、異動の部分で受入れの時にそういった状況の住宅があるということがちょっと残念だなという気がするのですが、その辺ですね、対応として、住宅をすぐ住めるような状態じゃないという、管理としてちょっとどうかなと気がするんですが、その辺の説明をしていただきたいと思います。

○議 長

河本課長。

○総務課長（河本浩昭君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。ここに上げております職員住宅につきましては、町職員が現在住んでいる住宅でございます。給湯設備、ボイラー等に不具合が、故障が発生しましたので早

急な改修が必要ということで今回予算を計上させていただきました。

ただいまご質問にありました、教職員住宅の関係につきましては、経過としましては議員が仰られたとおり、ボイラー給湯施設が不具合があるということで、もし浦臼町に住んでいただけるのであればすぐ改修しますよということで教育委員会とも協議をさせていただいたところでございます。ただ結果として住んでいただけなかったということでございます。

以前なかなか浦臼町に教職員が住んでいただけなかったという現状がありまして、住んでいただかないところにお金を掛けるのがどうなのかなという部分もありまして、空き家についてはそういった修繕はしておりませんでした。今後につきましては教職員の年代も若い年代が増えているような感じがしますので、住んでいただけるような機会も増えるのかなというような気がしております。その辺を踏まえまして所管であります教育委員会とも協議をして今後について検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議 長

他に質疑ありますか。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

9ページの今の職員住宅の関係なんですが、給湯器ということで全戸に対する対応というふうに考えて良いのかお尋ねをいたします。前段お答えいただいた内容についても賃貸住宅の新設と併せて町職員住宅の常時的なつなぎの意味での整備はやらなければならない仕事の大事な部分だと思います。今ほど静川議員からも発言があったように、その事実は私今ここで聞いたことでありますけれども、そうした意味ではいずれも教職員が住める環境に、定住の条件を整えておく、ここが最重要課題として常々位置を大きくしておかなければならない問題だというふうに意見を述べながら質問をさせていただきます。そのことはよろしいですけど。

○議 長

河本課長。

○総務課長（河本浩昭君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

今回の改修工事につきましては1戸でございます。一つの住宅でございます。

○議 長

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

あそこの給湯施設は温湯供給式かなにかの形なんでしょうか。簡易的な石油ボイラー、あるいはガスボイラーということであれば7、8戸あってもこれぐらいの予算かなと思うんですけど、電気温水器等のそうした施設仕様というふうに理解してよろしいのか。今後そうした不具合は出ないとも限らないですけども今指摘されているのは1戸ということでの理解で良いんでしょうか。

○議 長

河本課長。

○総務課長（河本浩昭君）

先ほど給湯設備と言いましたけれども、給湯とお風呂の風呂釜というんですか、それと一式になります。

以上でございます。

○議 長

他に質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第14号 平成29年度浦臼町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第14号 平成29年度浦臼町一般会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第15号

○議 長

日程第7、議案第15号 平成29年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中田主幹。

○くらし応援課主幹（中田帯刀君）

議案第15号 平成29年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

平成29年度浦臼町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,027万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,612万4,000円とする。

2項 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年5月11日提出

北海道浦臼町長 齊藤 純雄。

本補正予算につきましては、国民健康保険税の負担軽減を図るため、基金からの繰入れを行うもの、及び人事異動に伴う人件費の補正となっております。

歳出より説明いたしますので、8ページをお開き下さい。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、999万8,000円の減額でございます。職員の人事異動に係るものでございます。

2款1項1目空知中部広域連合納付金は基金の繰入れによる財源更正となっております。

4款保健医療費、1項1目特定健診事業費、27万8,000円の減額でございます。職員の人事異動に係るものでございます。

歳出合計1,027万6,000円の減額でございます。

続きまして歳入につきましてご説明申し上げます。6ページをお開き下さい。

1款1項一般被保険者国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、1,289万8,000円の減額でございます。

1款1項2目退職被保険者国民健康保険税161万3,000円の減額でございます。それぞれ基金繰入金の増による減額でございます。

5款繰入金、1項1目一般会計繰入金、1,027万6,000円の減額でございます。人件費の減に伴う減額でございます。

5款2項1目基金繰入金、1,451万1,000円の増額でございます。国保税負担軽減のために財政調整基金を繰り入れるものでございます。

歳入合計歳出と同じ1,027万6,000円の減額となっております。

以上が議案第15号 平成29年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の説明でございます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議 長

これより、質疑を行います。

歳入歳出一括して質疑を受けます。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第15号 平成29年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第15号 平成29年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第16号

○議 長

日程第8、議案第16号 平成29年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中田主幹。

○くらし応援課主幹（中田帯刀君）

議案第16号 平成29年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

平成29年度浦臼町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ274万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,115万7,000円とする。

2項 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年5月11日提出

北海道浦臼町長 齊藤 純雄。

今回の補正予算につきましては、人事異動に伴う人件費の補正となっております。

歳出より説明いたしますので、8ページをお開き下さい。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、274万3,000円の減額でございます。

歳出合計274万3,000円の減額でございます。

続きまして歳入についてご説明申し上げます。6ページをお開き下さい。

3款繰入金、1項1目一般会計繰入金、274万3,000円の減額でございます。

歳入合計歳出と同じ274万3,000円の減額となっております。

以上が議案第16号 平成29年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議 長

これより、質疑を行います。

歳入歳出一括して質疑を受けます。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第16号 平成29年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第16号 平成29年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第17号

○議 長

日程第9、議案第17号 浦臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大平課長。

○くらし応援課長（大平雅仁君）

議案第17号 浦臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

浦臼町国民健康保険税条例（昭和41年浦臼町条例第12号）の一部を次のように改正する。

平成29年5月11日提出

浦臼町長 齊藤 純雄。

提案理由につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第118号）の公布に伴う改正、あわせて平成28年度分所得額および平成29年度固定資産税の確定により、当該条例の一部を改正するものでございます。

改正する条例の概要につきまして、新旧対照表でご説明させていただきます。参考資料の24ページをお開き下さい。

ここでは、国民健康保険税条例の改正前、改正後の比較をさせていただきます。まず第3条では、被保険者に係る所得割額、そのパーセントを14%から12%へ変更させていただきます。第5条では、均等割額を3万3,000円から3万円、また第5条の2では特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯につきまして、平等割額を40,000円から30,000円、また、特定世帯につきましては2万円から1万5,000円。

次のページをご覧ください。特定継続世帯につきましては30,000円から22,500円にそれぞれ変更させていただきます。

また、第21条では7割軽減、5割軽減、2割軽減の減額につきましてそれぞれ規定したものでございます。第21条の(1)では、7割軽減についてそれぞれ金額の減額を図ってございます。(2)では5割軽減につきましての減額、次のページの(3)につきましては2割軽減につきましての減額ということでそれぞれを規定しているものでございます。

以上で議案第17号 国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。

なお、この条例につきましては、20ページの記載してありますとおり、附則において公布の日から施行し、平成29年4月1日から摘要する。また、適用区分につきましては改正後の浦臼町国民健康保険税条例の規定は平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険についてはなお従前の例による、と規定しているものでございます。

ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

牧島議員。

○7番(牧島良和君)

1点だけ。手元に国保の審議会の答申書を頂いております。全体として上限を抑えつつ、納税額を引き下げているという点では昨年来、国の一定の支援も含めた中での系統的な扱いとして歓迎するものであります。

答申書の中に後段の方に税制の利便性の向上の観点から4期から納期を増やすことについての意見がございます。この点について今時点でのどのような検討の内容になっているのか、今後どう考えるのかについて1点だけお尋ねをいたします。

○議長

大平課長。

○くらし応援課長(大平雅仁君)

ただいまのご質問にお答えいたします。

答申書に書いていますとおり、納期の4期以外という部分、今回答申の中に初めて入ってきたものですから、今後理事者等々とも協議をして、納付の部分の軽減にも図れるかなと思っておりますので、ぜひ前向きに検討したいなと思っておりますのでございます。

○議長

他に質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって討論を終わります。

これより、議案第17号 浦臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第17号 浦臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎日程第10

○議 長

日程第10 議員の派遣についてを議題とします。

派遣内容については、お手元に配付のとおりですが、これが派遣したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、派遣することに決定いたしました。

◎閉会の宣言

○議 長

これをもって、本議会に付議された案件の審議は全部終了しました。

したがって、平成29年第1回浦臼町議会臨時会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時00分